

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局小樽開発建設部が発注する一般国道229号 島牧村 新穴澗トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年9月3日

北海道開発局長 遠藤 達哉

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 01

- 1 工事名 一般国道229号 島牧村 新穴澗トンネル工事（電子入札及び電子契約対象案件）
- 2 工事場所 北海道島牧郡島牧村
- 3 工事内容 工事延長：L=1,800 m、トンネル延長：L=1,518m、幅員：W=9.0m、内空断面積：A≒57.3m²（覆工後の内空断面、D I）、トンネル掘削工：L=1,518 m（N A T M、

発破掘削・制御発破掘削・機械掘削併用方式)

4 工事区分 一般土木

5 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和7年9月3日から令和7年9月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和7年9月27日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 受付場所

〒060 - 8511 札幌市北区北8条西2丁目
札幌第1合同庁舎 北海道開発局事業振興部
工事管理課（電話011 - 709 - 2311 内線
5480）

6 共同企業体の構成員の数、資格要件等

(1) 構成員の数は、2又は3社とする。

(2) 構成員の組合せは、北海道開発局における
工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更

生法（平成14年法律第154号）に基づき更生
手続開始の申立てがなされている者又は民事
再生法（平成11年法律第225号）に基づき再
生手続開始の申立てがなされている者につい
ては、手続開始の決定後、北海道開発局長が
別に定める手続に基づく一般競争参加資格の
再決定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
がなされている者又は民事再生法に基づき再
生手続開始の申立てがなされている者（上記
6(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこ
と。

(4) 当該競争参加資格に係る申請の期限の日か
ら決定を行う日までの期間に、北海道開発局
工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年
4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名
停止を受けていないこと。

(5) 各構成員が、次の各号の要件を満たすもの
とする。

ア 発注工事に対応する建設業法（昭和24年

法律第100号)の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が5年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者については、平成22年度以降に完成した下記の(ア)及び(イ)の要件を満たすトンネル工事を元請として施工した実績を有すること。

(ア) NATMによるトンネル内空断面積

(覆工後の内空断面積) 50m²以上であること。

(イ) NATMによるトンネル施工延長が1,400 m以上のトンネル工事であること。

ただし、上記の(ア)及び(イ)は同一工事であることとし、施工延長については掘削を実施した区間の延長であること。

ウ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成22年度以降に完成した下記の(ア)及び(イ)の要件を満たすトンネル工事を元請として施工した実績を有すること。

(ア) NATMによるトンネル内空断面積

(覆工後の内空断面積) 40㎡以上であること。

(イ) NATMによるトンネル施工延長が300 m以上のトンネル工事であること。

ただし、上記の(ア)及び(イ)は同一工事であることとし、施工延長については掘削を実施した区間の延長であること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外

での施工実績により参加する場合、小樽開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事期間に専任で配置できること。

ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

(ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、2級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

(イ) 平成22年度以降に、上記(5)イに掲げ

る要件を満たす工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、上記(5)ウに掲げる要件を満たす工事を元請として施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

。

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有す

る者であること。

(6) 出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(7) 代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7 競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8 資格審査申請書類

(1) 提出書類及び提出部数

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体） 1部

イ 特定建設工事共同企業体協定書（写し）
1部

(2) 申請書類の作成に用いる言語 日本語

(3) 申請書類の入手方法

申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

9 資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10 その他

(1) 共同企業体の名称は、一般国道229号 島牧村 新穴澗トンネル工事〇〇・△△・×× 特定建設工事共同企業体とする。

(2) 共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局小樽開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

(3) 申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア 北海道開発局事業振興部工事管理課

イ 北海道開発局小樽開発建設部契約課